

## 財務諸表に係る注記

### 1 重要な会計方針

投資及び出資金の評価基準及び評価方法	<p>(1) 時価のあるもの 決算期末日の市場価格に基づく時価法によっております（評価差額は、全部純資産直入法により処理しております。）。</p> <p>(2) 時価のないもの 原価法によっております。</p>
固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 事業用資産及びインフラ資産 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物：6～50年（建物附属設備を含む。） 工作物：5～75年</p> <p>(2) 重要物品 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 機械器具類：3～15年 自動車：6～15年</p>
リース資産の計上基準	<p>所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産を計上することとしておりますが、該当する資産はありません。</p> <p>なお、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第234条の3に基づく長期継続契約に係るものは、契約時に解除条項を設けておりますので、ファイナンス・リース取引に係る資産として計上していません。</p>
物品の取扱い	<p>(1) 重要物品 購入価格（評価額）が1件100万円以上の物品（借用物品及び図書を除く。）及び自動車（ただし、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条に規定する原動機付自転車及び軽車両並びに同法第3条に規定する軽自動車、小型特殊自動車及び登録を受けていない大型特殊自動車並びに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条第20項の規定により県に帰属した車両で使用する見込のないものを除く。）を計上しております。</p> <p>(2) 図書 愛知芸術文化センター愛知県図書館が所蔵する閲覧用の図書のうち備品として管理しているものを計上しております。</p> <p>なお、美術工芸用品類及び図書類は、減価償却をしておりません。</p>

引当金の計上基準	<p>(1) 不納欠損引当金        県税及び使用料等の未収金の不納欠損による損失に備えるため、不納欠損実績率により、回収不能見込額を計上しております。        なお、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 貸倒引当金        貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(3) 投資損失引当金        県関係団体等に対する投資又は出資に係る損失に備えるため、財政状態等を勘案して、必要額を計上しております。</p> <p>(4) 賞与引当金        職員に対して支給する期末手当、勤勉手当及びこれを標準として負担する共済組合負担金（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第113条に規定する負担金をいう。）に充てるため、支給見込額に基づき、当期に見合う分を計上しております。</p> <p>(5) 退職手当引当金        職員の退職手当の支給に充てるため、当期末において在職する職員が自己都合により退職するとした場合の要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 損失補償等引当金        債務保証契約又は損失補償契約に基づく債務の履行に係る損失に備えるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に規定する「将来負担比率」の算定に含めた「設立法人の負担の額等に係る一般会計等負担見込額」を計上しております。</p>
補助金収入の取扱い	<p>国庫支出金については、建設事業に対するものも含め、全て収入があった年度の収益として計上しております。</p>
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金は、「歳計現金」（法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金）としております。</p>
出納整理期間の取扱い	<p>財務諸表は、3月31日を基準日として作成しておりますが、法第235条の5に規定する翌年度5月31日の出納閉鎖までを出納整理期間とし、出納整理期間における歳入及び歳出並びにこれに伴う資産及び負債の増減等を反映した後の計数をもって会計年度末の計数としております。</p>

<p>その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 有形固定資産の計上基準  事業用資産、インフラ資産及び物品の貸借対照表価額は、取得原価により計上しています。ただし、事業用資産及びインフラ資産の開始時の評価については、公正価値による評価額を取得原価とみなす取り扱いとしています。</p> <p>(2) 財務諸表の金額の表示  各会計合算財務諸表においては、会計間の繰入繰出額及び債権債務額等を相殺消去した金額で表示しています。  同様な処理は、会計別財務諸表及び一般会計部局別財務諸表でも行っております。</p>
--------------------------------	--

## 2 会計方針等の変更

会計方針の変更及び表示方法の変更については、該当事項はありません。

## 3 歳入歳出外現金の状況

歳入歳出外現金（法第 235 条の 4 第 3 項に規定する現金）は財務諸表に計上しておりません。  
歳入歳出外現金の状況は次のとおりです。

（単位：千円）

種 別	当期首残高 (A)	当期受入額 (B)	当期払出額 (C)	当期末残高 (D)=(A)+(B)-(C)
保証金	3,895,504	1,497,447	1,506,768	3,886,182
うち県営住宅敷金	3,681,067	143,227	191,617	3,632,678
差押換価代金	22,658	709,035	725,050	6,643
保管金	14,686,593	297,747,260	297,391,045	15,042,807
うち地方法人特別税	11,001,786	246,581,203	245,491,224	12,091,765
指定金融機関提供担保	3,000,000	0	0	3,000,000
計	21,604,755	299,953,741	299,622,864	21,935,632

## 4 貸借対照表に計上している国有財産について

通常の県資産と同様に取得や施設整備から維持管理までを一体的に行っている国有財産については、貸借対照表に計上しております。

貸借対照表に計上している国有財産の金額は次のとおりです。

（単位：千円）

勘定科目	取得原価 (A)	減価償却累計額 (B)	貸借対照表計上額 (C) = (A) - (B)
インフラ資産／土地	582,032,373	-	582,032,373
インフラ資産／建物	492,776	224,621	268,155
インフラ資産／工作物	2,939,195,318	1,633,270,575	1,305,924,743
インフラ資産／建設仮勘定	118,131,925	-	118,131,925
計	3,639,852,392	1,633,495,196	2,006,357,196

## 5 地方債残高について

地方債残高（一年以内償還予定額を含む。）のうち、2,939,238,637千円については、償還時に、地方交付税の算定基礎に含まれることが見込まれているものです。

## 6 一時借入金に関する情報

年度内の一時期において、支出所要額が収入額を超過し、一時的に支払資金が不足する場合に、当該現金不足を補うために借り入れる資金のことを「一時借入金」といいます。平成25年度は、実績はありませんでした。

## 7 偶発債務

- (1) 債務保証又は損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの  
(単位：千円)

相手先	平成25年度末
地方三公社	940,729,272
第三セクター等	90,041,683
共同発行地方債	13,297,000,000
その他	502,000
計	14,328,272,955

※損失補償等引当金に計上した額は除いております。

- (2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの

項目	訴訟内容
損害賠償請求事件	原告は、産業廃棄物処理施設（焼却施設）設置許可の取消処分は違法であるとして、平成22年12月17日に、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づき、愛知県に対し逸失利益等約16億7,300万円及び遅延損害金の支払い並びにその仮執行の宣言を求めて提訴し、係争中であったが、平成26年3月13日に愛知県の一部敗訴の判決が言い渡されたため、その敗訴部分の取消し等を求めて同月26日に控訴したものの。

## 8 重要な後発事象

該当事項はありません。